

新宿区のマンション施策一覧

新宿区では、マンション施策として様々な事業を実施しています。事業の詳細な内容や、ご不明な点はホームページでご確認いただくか、問い合わせ先までお問い合わせください。快適なマンションライフのために、ぜひご利用ください。

新宿区都市計画部住宅課 令和6年4月現在

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
マンション管理相談	<p>区内分譲マンションの管理組合役員、区分所有者等、区内賃貸マンションの所有者を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等について、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）が相談を承ります（要予約、無料）。</p> <p>※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ</p> <p>日時：第2・第4金曜日（祝日等を除く） 午後1時～3時50分</p> <p>場所：区役所第1分庁舎2階区民相談室</p> <p>予約は、相談日の2日前までをお願いします。</p>		<p>都市計画部住宅課 居住支援係 本庁舎7階15番窓口 TEL 5273-3567 FAX 3204-2386</p>
マンション管理相談員派遣	<p>区内分譲マンションの管理組合や区内賃貸マンションの所有者等を対象に、管理組合の運営や建物の維持管理等について、総会・理事会・各種専門委員会など区分所有者の方が集まる場などへ、新宿区マンション管理相談員（マンション管理士、一級建築士、弁護士など）を派遣します（要申請、無料）。</p> <p>※賃貸マンションの場合は、建物の維持管理に関する相談のみ</p> <p>申請は、派遣予定日より2週間前までをお願いします。</p>		
マンション管理セミナー	<p>良好な管理組合運営や建物の維持管理に関するセミナーを年3回開催しています。対象は、新宿区内にある分譲マンションの管理組合役員、区分所有者、居住者等、賃貸マンション所有者です。開催日等、詳細は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p> <p>※賃貸マンション向けセミナーは建物の維持管理に関するもののみです。</p>		
マンション管理組合交流会	<p>区内分譲マンションの管理組合役員や区分所有者等が、マンションをめぐる諸問題について情報・意見交換を行い、相互交流できる場としての交流会を開催しています。</p> <p>開催日等は区ホームページ、広報新宿でお知らせします。</p>		

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
長期修繕計画 作成費等補助金	区内分譲マンションの管理組合が長期修繕計画の作成 または見直しを専門家等に委託する費用を補助します。		都市計画部住宅課 居住支援係 本庁舎7階15番窓口 TEL 5273-3567 FAX 3204-2386
管理計画認定取得 促進補助金	マンション管理計画の認定を取得した区内分譲マン ションの管理組合が新たに宅配ボックスを設置する際、 設置費用を補助します。		
管理計画認定支援 手続サービス手数料 補助金	区内分譲マンションの管理組合がマンション管理計画 の認定申請を行う際、公益財団法人マンション管理セン ターが運営するマンション管理計画認定手続支援サービ スを利用するにあたって発生するシステム利用料および 事前確認審査料を補助します。		
マンション問題 無料なんでも相談 ※東京都マンション 管理士会新宿支部 主催の相談会です	マンション管理士が、管理組合の運営や建物の維持管 理等、分譲マンションのことについて、なんでも相談に 応じます。（予約不要） 相談日：毎月第1・3水曜日（祝日等を除く） 午後1時～4時 相談場所：新宿区役所 本庁舎1階ロビー		【主催】 東京都マンション 管理士会新宿支部 TEL090-1033-9386
家具転倒防止器具 取付け事業	区内居住者を対象に、専門業者を派遣して設置場所に 適した家具転倒防止器具の調査・取付けを行います。 調査費及び取付け費は区の負担、器具は原則として利用 者負担ですが、「新宿区災害時要援護者名簿に登録して いる方」及び「生活保護受給世帯の方」は器具5点まで 無料になります（無料は世帯で1回のみ）。		危機管理担当部 危機管理課 危機管理係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-4592 FAX 3209-4069
中高層マンションの 防災対策マニュアル 「マンション防災 はじめの一歩」の配布	本冊子は、中高層マンションにお住いの一人ひとりが 取り組む事前の備えと防災コミュニティづくりについて、 わかりやすく説明していますので、ぜひ、ご活用くださ い（危機管理課、区立防災センター、各特別出張所で配 布。区のホームページからもご覧いただけます）。		危機管理担当部 危機管理課 地域防災係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-3874 FAX 3209-4069
長周期地震動 シミュレーター訓練	区内分譲マンションの管理組合及びマンション内の自主 防災組織と連携して、マンション特有の揺れを体験できる 地震動シミュレーターを用いた訓練を行います。マンショ ン内で防災訓練等をお考えの際は、ご相談ください。 なお、装置の使用条件として、100Vの電源2か所、 おおよそ5m×5m以上の屋内のスペースなどが必要となり ます。		

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
<p>中高層マンション 自主防災組織 防災資機材支給事業</p>	<p>区内の5階建て以上かつ住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の中高層マンションの自主防災組織に対し、区が選定した防災資機材の中から、価格の合計が20万円までの範囲内で、防災資機材を現物支給します（1組織1回限り。新宿区の防災区民組織にすでに認定されている組織については、対象外となります）。</p>		<p>危機管理担当部 危機管理課 地域防災係 本庁舎4階13番窓口 TEL 5273-3874 FAX 3209-4069</p>
<p>マンション防災 アドバイザー派遣</p>	<p>中高層マンションに居住する住民の防災意識の向上のため、専門知識を持つアドバイザー（区職員）を派遣し、マンション自主防災組織の結成、マンションで取り組むために必要な防災対策などをわかりやすく指導・助言します。</p>		
<p>地域コミュニティ 事業助成</p>	<p>マンション等共同住宅内でのコミュニティ事業に対して事業経費の一部を助成します。</p> <p>【助成対象事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションと町会・自治会共催による夏祭り、防災講座の開催、マンション内に自治会を設立するための勉強会等 <p>【助成率】</p> <p>①助成対象経費の4分の3（原則） ②助成対象経費の10分の9 （交通安全運動、防犯パトロール、見守り活動、路上清掃、防災訓練に該当する事業で、収入のない事業に限ります。）</p> <p>【助成限度額】</p> <p>・1事業当たり10万円 ただし、マンション等共同住宅内の地域コミュニティを新たに立ち上げることを目的とする事業、複数団体と連携して行う事業の場合は20万円</p>		<p>最寄りの特別出張所 または 地域コミュニティ課 コミュニティ係 TEL 5273-4127 FAX 3209-7455</p>
<p>資源の集団回収</p>	<p>管理組合等の区民（10世帯以上）で構成される団体が、資源回収事業者と直接契約を取り交わして自主的に行う古紙、古布、缶等の資源回収（集団回収）について、区が支援します。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象品目の回収重量1kgあたり6円の報奨金を支給します。 ・作業支援用具（軍手、ごみ袋等）を年1回支給します。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収実践団体として登録（10世帯以上）すること ・回収量を報告（毎月）すること ・新聞、雑誌、段ボールの3品目は回収必須 <p>※回収対象となった資源は、区が実施する週1回の資源回収では回収しません。</p>		<p>新宿清掃事務所事業係 下落合2-1-1 TEL 3950-2962 FAX 3950-2932</p>

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
資源回収容器の貸付	<p>おおむね10世帯以上の集合住宅やマンション・寮などで、管理組合、管理会社、自治会、建物のオーナー、管理人などの申し出により、資源回収容器を貸し付けます。</p> <p>【回収容器の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ（びん用、缶用、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池用） ・自立式ネット（ペットボトル用） <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収容器へ資源を入れる日時などは、住宅内の取り決めに従うこと ・管理人または担当者は、必ず回収日の朝8時までに回収容器を資源ごみ集積所に出すこと ・資源回収後は速やかに回収容器を引き下げること 		<p>新宿清掃事務所 下落合2-1-1 TEL 3950-2923 FAX 3950-2932</p> <hr/> <p>新宿東清掃センター 四谷三栄町10-16 TEL 3353-9471 FAX 3353-9505</p> <hr/> <p>歌舞伎町清掃センター 歌舞伎町2-42-7 TEL 3200-5339 FAX 5272-3494</p>
省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度	<p>地球温暖化対策の推進を図るため、省エネルギー及び創エネルギー機器の導入に対して、補助金を交付します。</p> <p>【対象】 下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶個人住宅…区内在住で、居住している住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工した方 ▶集合住宅…区内に集合住宅を所有し、当該住宅に機器を設置した中小企業者（個人事業者を含む）・管理組合等 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶施工・支払いまで完了した上で、令和7年3月31日(月)までに申請書及び各添付書類等が提出可能 ▶施工完了日と支払い完了日の間が1年以内 ▶導入する機器等が未使用のもの（中古品やリース機器は対象外） ▶過去に同制度による同一機器の補助を受けていない <p>【申込み】</p> <p>令和6年4月15日(月)～令和7年3月31日(月)に所定の申請書等を郵送または直接、問合せ先へ。先着順（同日に補助金総額を超えた場合は抽選）。</p>		<p>環境清掃部 環境対策課環境計画係 本庁舎7階12番窓口 TEL 5273-3763 FAX 5273-4070</p>

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
<p>建築物等 耐震化支援事業</p>	<p>地震災害から区民の皆さんの生命や財産を守るため、建築物等の耐震化を支援する助成制度があります。助成要件、手続き等については、対象となる助成の内容ごとに異なります。</p> <p>①非木造建築物</p> <p>【助成対象】 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した建築物</p> <p>【主な助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料） ・ 耐震診断・補強設計への助成 ・ 耐震改修工事への助成 <p>②ブロック塀等</p> <p>【助成対象】 一般の交通の用に供する道に沿って設けられている、高さ1.0m以上の安全性が確認できないブロック塀、万年塀等</p> <p>【主な助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除去への助成 		<p>都市計画部 防災都市づくり課 本庁舎8階3番窓口 TEL 5273-3829 FAX 3209-9227</p>
<p>エレベーター 防災対策改修支援事業</p>	<p>エレベーターにおける閉じ込めや事故を未然に防止するため、既設エレベーターの防災対策改修工事をする際に工事費の助成を行っています。</p> <p>【助成対象建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上 ・ 耐火建築物または準耐火建築物 ・ 構造躯体が地震に対して安全な構造である建築物（他にも要件あり） <p>【助成対象工事】 以下のうち1項目以上を行う改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震時管制運転装置の設置 ・ 主要機器の耐震補強（2014年基準） ・ 戸開走行保護装置の設置 <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象建築物の全部または一部を所有する個人、法人（中小企業者に限る） ・ 区分所有建築物の場合、管理組合の総会決議によって選任された者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者 		<p>都市計画部 建築指導課 本庁舎8階6番窓口 TEL 5273-3745 FAX 3209-9227</p>

事業名	内容	QRコード	問い合わせ先
擁壁及びがけ 安全化対策支援事業	<p>高さが1.5m以上ある擁壁の築造についてコンサルタント派遣や工事費の助成を行います。また、土砂災害警戒区域内において、安全化対策の提案を行うアドバイザー派遣や土砂災害対策工事費への助成を行っています。</p> <p>【助成対象者】 擁壁・がけの所有者、管理組合の代表者等（法人の場合は中小企業者に限る）</p>		<p>都市計画部 建築指導課 本庁舎8階6番窓口 TEL 5273-3745 FAX 3209-9227</p>
アスベスト対策	<p>アスベスト対策が必要な建築物の所有者等に対して吹付けアスベスト調査員派遣の実施や含有調査・除去等工事費用の助成を行っています。</p> <p>【助成対象者】 区内建築物の個人所有者、管理組合の代表者等（法人が所有している場合は中小企業者に限る）</p>		<p>都市計画部 建築調整課 本庁舎8階5番窓口 TEL 5273-3544 FAX 3209-9227</p>

マンション管理計画認定制度を開始しました！

新宿区は、令和6年2月に「新宿区マンション管理適正化推進計画」を策定し、管理計画認定制度を開始しました。既存の事業とともに、本制度も活用し、マンションの管理の推進にお役立てください。

VOLUME

01

管理計画認定制度とは？

マンションの管理組合等の管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な計画を有するマンションとして、区から認定を受けることができる仕組みです。

VOLUME

02

認定を受けることのメリットは？

管理組合による自主的な取組が推進されるほか、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。また、住宅金融支援機構による金利等の優遇を受けることができます。

VOLUME

03

区からのサポートは？

認定を取得する条件のひとつである長期修繕計画の作成・見直しに要する費用の一部を補助する事業（長期修繕計画作成費等補助事業）など、新たに3つの事業を開始します。



【問い合わせ先】新宿区都市計画部 住宅課 居住支援係 TEL 03-5273-3567 FAX 03-3204-2386